

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県高山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高山市、飛騨市及び大野郡白川村の観光及びコンベンション事業の振興に積極的に取り組み、もって地域経済の活性化、文化の向上と国際的相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致、広報宣伝及び受入体制の整備
- (2) コンベンションの誘致、広報宣伝及び開催支援
- (3) 観光及びコンベンションに関する調査研究並びに情報の収集及び提供
- (4) 観光及びコンベンション事業従事員の資質の向上
- (5) 観光及びコンベンション振興のためのイベント等の開催並びに観光、物産の開発及び振興
- (6) 観光資源の保護及び開発
- (7) 温泉資源の活用及び保護並びに環境に配慮した開発
- (8) 高山市、飛騨市及び大野郡白川村並びに各種団体等からの受託事業
- (9) 消費税法に基づく手続委託型輸出物品販売場に関する事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するものであって理事会の承認を得たもの。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のある者又は学識経験者であって代表理事が推薦し、理事会の承認を得たもの。

3 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成1

8年法律第48号。以下「一般社団法人法」という。) 上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、この法人所定の様式により申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会しようとするときは、退会届を代表理事に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度末日の翌日から3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に都合若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い業務執行理事がこれを招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第17条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に都合若しくは支障があるときは、総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の決議の省略)

第20条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の親族制限)

第27条 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び相談役)

第30条 当法人に、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。

3 名誉会長、相談役及び顧問は、代表理事の諮問に応じ、当法人の運営に対し助言を与えるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集し、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。

2 代表理事に都合若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い業務執行理事がこれを招集する。

3 第1項の規定にかかわらず理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に都合若しくは支障があるときは、代表理事があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い業務執行理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に都合若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

第37条 この法人に、事業の円滑な運営をはかるため運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 この法人に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が定める。

第9章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て代表理事が定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、一般社団法人法第124条第1項の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

(剩余金の不分配)

第43条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

附 則（平成23年2月23日 内閣府認可 平成23年3月7日 登記）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、蓑谷 穆とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

附 則（平成24年6月15日 一部改正 顧問職の設置）

この定款は、平成24年6月15日から施行する。

（附 則）（平成29年5月29日 一部改正 第4条第9号（消費税法に基づく手続委託型輸出物品販売場に関する事業）及び同条第10号（旅行業法に基づく旅行業に関する事業）規定の追加）

この定款は、平成29年5月29日から施行する。ただし、第4条第9号の改正規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)の規定に基づき申請を行い高山税務署長の許可があった日から施行し、同条第10号の改正規定は、旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定に基づき届出を行い、岐阜県知事の登録があった日から施行する。

(附 則) (平成30年5月28日 一部改正 第15条 (定時総会開催) 規定の一部改正)
この定款は、平成30年5月28日から施行する。